園に新型コロナウイルス感染者が出たときの当該園の行動指針

＜感染者発生時＞

|  |
| --- |
| １　当該園児保護者からの情報を受ける。* 家族の健康状態を確認するとともに、園児の心のケアへの配慮をする。
* 園長は当該園児に対して出席停止の措置をとる。

２　幼児教育主管課及び園医へ感染者発生の報告をする。３　感染の疑いのある職員は自宅待機とする。４　保健所と連絡を取り、濃厚接触者の調査や消毒について確認する。５　保健所の調査や幼児教育主管課の指示のもと、濃厚接触者が特定されるまで臨時休業措置をとる。６　ＰＴＡ会長へ、感染者発生と臨時休業等について連絡を取る。７　幼児教育主管課の指導のもと、臨時休業等の措置についての保護者への通知文を作成し、配布（配信）し保護者に連絡する。* 在園中に判明し早期降園対応をとる場合はその旨も伝え、園児の安全な降園について十分な対策を講じる。また、当該園児に対して人権に十分配慮した行動をとることの重要性について、子供の発達に応じた指導をする。

８　給食中止について関係機関に連絡をする。９　職員会議を開き、対応について共通理解を図る。* 園内の消毒
* 問い合わせがあった場合の窓口の一本化
* 家庭への連絡
* 園児の心のケア、人権への配慮
* 職員の体調管理　等
 |

＜休業中＞

|  |
| --- |
| １　保健所の濃厚接触者の特定調査に協力する。２　臨時休業・一部休業・通常登園等について幼児教育主管課からの指示のもと措置する。３　幼児教育主管課の指導のもと臨時休業等の措置についての保護者への通知文を作成し、メール等を通じて保護者に連絡する。４　園内の消毒が必要な場合は、保健所の指導で消毒を行う。その際、業者委託等を含めて幼児教育主管課と協議する。５　園児へ電話連絡をし、心のケア等に努める。６　ＰＴＡ会長と連絡を取る。（再開の見込み等）７　園再開に向けた保護者への通知文を作成しメール等で伝える。８　給食再開の準備 |

＜園再開後＞

|  |
| --- |
| １　臨時休業と園再開の経緯を説明する。２　感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷・詮索は行わないなど、人権教育を徹底する。３　保健所や園医の助言のもと、感染当該園児の出席停止期間を決定し幼児教育主管課に連絡する。４　保護者から出席停止解除願を受理し、感染当該園児の登園を許可する。５　園児の様子を丁寧に観察したり保護者からの情報を精査したりし、必要に応じ教育相談を行いながら心のケアに努める。６　園再開後の生活や人権への配慮等を、園だより等で保護者に伝える。７　臨時休業に係る給食費についての文書を発送する。 |